

ノートルダム清心女子大学研究データポリシー 解説

2024年3月28日

1. ノートルダム清心女子大学研究データポリシー（以下「ポリシー」という。）の骨子ポリシーは、次に掲げる事項を前提に策定されたものである。

- (1) 研究データの管理、公開及び利活用の方法は、それらを収集・生成した研究者が主体的に決定できること
- (2) 収集・生成した研究者は、自らが収集・生成した研究データを適切に扱うべきこと
- (3) 本学は、その研究データの管理等の活動を支援すべきこと

2. 目的

ノートルダム清心女子大学研究データポリシーは、本学の教育理念に基づき、これを策定する。

3. 研究データの定義

- (1) 研究データとは、本学における研究活動を通じて取り扱うデータをいう。
- (2) デジタルか否かは問わない。
- (3) 研究データには、収集または生成したデータだけでなく、それらを解析または加工して作成したデータも含まれる。
- (4) 研究データには、次に掲げる研究活動で取り扱うデータが含まれる。
「調査データ」、「実験ノート」、「実験データ」、「観測データ」、「試験データ」、「メディアコンテンツ」、「プログラム」、「標本」、「史資料」、「論文」、「発表予稿」、「講演資料」等
- (5) 研究データには、学外の研究者が、本学における研究活動を通して収集または生成したデータが含まれる。
- (6) 本学に採用されるまでに在籍した機関で収集または生成した研究データであって、本学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。

4. 研究データの管理等

- (1) 研究データを収集または生成した研究者は、原則として、管理・公開・利活用についての決定権を有し、これらを本学が一方的に定めることはない。ただし、その決定は、法令及び本学関係規程に規定される範囲内にとどまり、当該データについて第三者が権利や法的利益を持つ場合（データが第三者の著作物や個人情報を含んでいる場合等）には、それらを害してはならない。
- (2) 研究データの管理とは、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破

棄等、研究活動の開始から終了までの研究データの取扱いを定め、これを実践することをいう。

(3) 研究データの公開とは、研究データを他の者が利用できる状態にすることをいう。

(4) 研究データの利活用とは、公開された研究データを用いて、より多くの知的成果等を創出するための行為をいう。

5. 研究に携わる者の責務

(1) 研究に携わる者とは、本学における研究活動を主体的に担う者をいう。ただし、研究活動を事務的に支援する者は、これに該当しない。

(2) 研究に携わる者は、異動または退職する場合、その管理する研究データの取扱いを事前に決めておかなければならない。

6. 大学の責務

本学は、次に掲げる事項について、研究支援として実施する。

(1) 研究データ管理計画等、研究データの管理に関する計画や行動の支援

(2) 研究データを公開するためのデータリポジトリの整備

(3) 公開する研究データのメタデータ作成の支援

(4) 研究データの共同研究や産学連携、アウトリーチ等への利活用の支援

(5) 研究データに関する契約、法務等の支援

(6) 研究データの管理・保存・公開の取組みの奨励と実績の評価

(7) 研究データの管理、公開、利活用に関わる規程・実施要項等の制定および整備

(8) 研究データを管理・保存するためのデータプラットフォームの整備

(9) 研究データの管理・保存・公開および利活用の啓発

本補足は、必要に応じて改正する。